

『ひとり親家庭』等に 手当を支給します

※手当等の受給には申請が必要です。

児童扶養手当について

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成しているひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

支給対象となる児童

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡もしくは生死不明の児童
- ③ 父又は母が重度の障害を有する児童
- ④ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父又は母がDV防止法に基づく保護命令を受けた児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 遺棄などで父母がいるかいないか明らかでない児童

◆対象者

次のいずれかの条件にあてはまる、18歳になってから最初の3月31日までの児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母以外で児童を養育している人が手当を受けることができます。

※心身におおむね中程度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳まで手当が受けられます。

◆手当月額

（平成31年4月分）

- ※所得制限があります
- ◆全部支給のとき
 - 対象児童1人 4万2910円
 - 対象児童2人 1万1400円加算

対象児童3人以上

6080円ずつ加算

◆一部支給のとき

対象児童1人 4万2900円

1万1200円

対象児童2人 1万1300円

5070円

対象児童3人以上 6070円

加算

3040円ずつ加算

◆全部停止のとき 0円

※受給資格者等の所得が制限額を超えた場合は、手当額の一部又は全部が支給停止となる場合があります。

※これまで、公的年金を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月から、年金額が児童扶養手当より低い人は、その差額分の手当を受給できるようになりました。

申請手続きについて

児童扶養手当を受給するには、申請が必要です。申請の際、戸籍や住民票など必要な書類がありますので、請求する前に担当までお問い合わせください。

母子家庭等医療費 助成制度について

母子家庭、父子家庭、父母のない児童に対し、その医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とした制度です。

◆受給資格者

20歳の誕生日の前日までの間にある児童を扶養している、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される母子・父子家庭と父母のない児童（※交付申請はその児童を現に養育している人）

申請及び届出について

- ① 申請に必要なもの
 - ・ 印鑑
 - ・ 健康保険証（受給対象者全員分）
 - ・ 振込先銀行口座※（郵便局を除く）
- ※医療費を振り込むのに申請者の口座が必要です。
- ・ 所得課税証明書
- （申請者が今年の1月1日時点で東伊豆町以外に住んでいた場合のみ必要）
- 以上のものを持って窓口で申請してください。

◆助成について

所得制限があります。申請者本人及び同居している扶養義務者（世帯分離していても、同居している場合は所得確認の対象となること）があります。全員が所得税非課税でない制度を利用できません。

- ・ 子ども医療費助成制度とは併用できません。
- ・ 保険適用分を助成します。（後日申請していただいた口座へ町から医療費を振り込みます。保険適用外の支払（例えば予防接種代や差額ベッド代等）は、助成対象となりません。
- ・ 現在受給している方は、毎年6月中に更新の手続きが必要となります。

問合せ先
住民福祉課子育て支援係
☎95-6204

木造住宅の耐震補強工事で地震に備えましょう！

今後、予想される東海・東南海・南海地震から一人でも多くの生命と財産を守るため、町は県、国とともに住宅の耐震化を図るプロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊)-0」を進めています。昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震診断を無料でを行い、補強計画の作成と補強工事の費用を補助します。耐震診断を行った結果、地震に対する建物の強さの目安は評点で表され、1.0以上であると東海地震（想定最大震度6強）に対して建物倒壊の危険性が少なくなるとされています。倒壊を防ぐことは、東日本大震災で多くの犠牲者を出した津波から逃げるための避難路確保にも繋がります。

無料耐震診断は事前の申し込み、補助金制度は事前の申請が必要です。

住まいの耐震性を知りましょう ①専門家の無料耐震診断

建設課へ申し込みください。専門家を派遣して、無料の耐震診断を行います。
※昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅が対象となります。

補強計画を作成しましょう ②耐震補強計画作成

耐震補強設計を行う費用の3分の2を補助します。
●一般世帯：上限額 9.6万円
●高齢者世帯等（※）：上限額 14.4万円
※65歳以上のみの世帯又は障害のある人などが同居する世帯

補強工事を進めましょう ③耐震補強工事

耐震補強工事を行う費用の一部を補助します。
●一般世帯：上限額 50万円
●高齢者世帯等（※）：上限額 70万円
※65歳以上のみの世帯又は障害のある人などが同居する世帯

耐震補強のPRをしていたら くと補強工事の補助上限額が 30万円割増しとなります！

- ・ 一般世帯：50万円
⇒PR割増有り：80万円
- ・ 高齢者世帯等：70万円
⇒PR割増有り：100万円

※補助可能な件数には限りがあります。お早めにご相談ください。



平成28年4月14日発生 熊本地震による益城町の被害状況（静岡県提供）

ブロック塀の撤去及び改善に対する補助事業が新たに創設されました。
ブロック塀の倒壊による人的被害を防止するためにも、是非ご活用下さい！

ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金

撤去

道路に面するブロック塀等を撤去する場合、補助対象経費と撤去するブロック塀等の延長1メートルにつき9,200円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1を補助します。（上限額10万円）

改善

緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等を改善する場合、補助対象経費と改善するブロック塀等の延長1メートルにつき38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1を補助します。（上限額25万円）

問合せ先 建設課 ☎95-6303